令和5年度 千葉地方最低賃金審議会 第1回 千葉県鉄鋼業最低賃金 専門部会議事録

令和 5 年 1 0 月 6 日 1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 千葉労働局 1 階会議室

令和 5 度 千葉地方最低賃金審議会 第 1 回 千葉県鉄鋼業 最低賃金専門部会

- 1 日時 令和5年10月6日(金) 14:00~17:00
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員 労働者側委員 川田委員、田中委員、松井委員 使用者側委員

清水委員、下村委員、髙橋委員

4 議題

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 特定最低賃金額の改正審議について
- (3) その他

5 資料

- 資料 1-1 最低賃金審議会令
- 資料 1-2 千葉地方最低賃金審議会運営規程
- 資料 1-3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 資料 2 特定最低賃金の改正決定について(諮問文・写)
- 資料 3 最低賃金に関する基礎調査報告書
- 資料 4 千葉県における最低賃金の推移
- 資料 5 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移
- 資料 6 令和5年千葉県鉄鋼業最低賃金の影響率
- 資料 7 関係労使からの意見書

6 議事内容

(室長補佐)

定刻になりましたで、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。事務局を担当しております賃金室長補佐の坂本と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、お手元の資料とは別に令和5年度の専門部会委員の辞令等と、委員の名簿を席置きとさせていただきましたのでご確認ください。

それでは、僭越ではございますが、私の方から 5 0 音順に委員の皆様をご紹介いたします。

まず、公益委員をご紹介いたします、大澤委員です。大竹委員です。小野委員です。

次に、労働者側委員をご紹介します、川田委員です。田中委員です。松井委員です。

次に使用者側委員をご紹介いたします。清水委員です、下村委員です、髙橋委員です。

以上で、各委員のご紹介を終わります。

続きまして、当局の出席者を紹介いたします。佐保労働基準部長です。他に事務局として、矢次賃金室長と前田賃金指導官が出席しております。

それでは、ただ今から第1回千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、第1回目の専門部会の開催でございますので、会議の進行につきましては、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

まず、専門部会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

それでは、本日は第1回目の専門部会でございますので、労働基準部長から挨 拶を申し上げさせていただきます。

(労働基準部長)

本日は、御多忙の折、本専門部会に御参会いただき、大変ありがとうございます。

8月に特定最低賃金の鉄鋼業と電気機械器具製造業関係について改正の必要性有りという答申をいただき、それに基づいて本日の専門部会を開催させていただいております。

昨日の10月5日には、電気機械器具製造業関係専門部会が開催され、公労使 全会一致で改正の答申をいただきました。

委員の皆様には、是非とも活発な御議論にて、千葉県の鉄鋼業の特定最低賃金を決めていただければと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(室長補佐)

続きまして、本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出していただき たいと思います。

なお、部会長並びに部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくことになります、過日、開催しました公益委員会議におきまして、部会長に大竹委員、部会長代理に大澤委員ということでお話がございましたがいかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(室長補佐)

それでは、ここからの議事進行につきまして、大竹部会長よろしくお願いいた します。

(部会長)

只今ご指名をいただきました、大竹でございます。

部会長として、全会一致となりますように最大限勤めますので、皆様の真摯な 審議をご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条但し書きにより「率直な意見の 交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」等に該 当しますので非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議題の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思いますが、その前に、 お手元に配付されております資料について、事務局から説明を受けたいと思い ます。

(賃金指導官)

まずは、配付しました資料のご確認をお願いいたします。

一つ目は、令和5年度千葉地方最低賃金審議会 第1回千葉県鉄鋼業最低賃金 専門部会の会議次第と一緒にクリップで留めているものです。

会議次第、資料一覧の次に資料を用意しています。

内容は後ほど説明しますので、インデックスをご確認ください。

- 1-1から1-3、2から7を配付しております。
- 2つ目は、最低賃金に関する基礎調査報告書 鉄鋼業 と題するものです。
- 3 つ目は、緑色の表紙のもので 1 から 6 のインデックスがあることをご確認ください。

最後は、1,026 円に改定しました千葉県最低賃金のリーフレットになります。 それでは、資料について説明申し上げます。

まずは、会議次第の束についてご説明します。

資料 1-1から1-3は、審議会や専門部会等の運営、審議にあたっての規程関係で、特に、この規程関係で申し上げたいのは、資料 1-1の最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会はあらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められております。本年7月6日に開催された第432回本審議会において、決議が全会一致の場合には、審議会令第6条第5項を適用する。旨、決議されておりますので、全会一致となれば、専門部会の決議によって最低賃金の改定額が成立いたします。

資料 2 は、8月23日に開催されました第435回本審議会において千葉労働局長から諮問がなされました、2業種に係る改正決定の諮問文の写しでございます。

資料 3 は別冊の最低賃金に関する基礎調査報告書をご覧ください。

こちらは、千葉県における低賃金労働者の賃金実態の把握を目的に実施した 調査結果資料です。

5枚目をご覧ください。左に金額、右隣の数字がその金額を適用される労働者の累計と割合を表示しており、現行の1,054円の適用を受けている者は170人で鉄鋼業最低賃金の適用労働者数の3.4%となり、この1,054円を下回る労働者は最低賃金法違反となり、金額1,053円の右隣の164人が最低賃金の未満率3.3%となります。

めくりまして一番下の行、仮に 1,081 円に改正となった場合にその影響を受ける労働者数は 1,080 円の 192 人で影響率は 3.9%となります。

資料 4です。千葉県における最低賃金と特定最低賃金の推移でございます。 資料 5は、A及び旧Bランクの鉄鋼業関係の最低賃金改定状況の推移でご ざいます。

資料 6は、先ほどの別冊の最低賃金に関する基礎調査報告書の金額と影響

率などを抜粋して拡大したものです。

資料 7は、本日の専門部会の開催に伴いまして関係労使からの意見を求めたところ、基幹労連千葉県本部の方から意見書の提出がございました。

概要につきまして簡単にご説明しますと、非正規で働く労働者にとっては特定最低賃金制度の重要性が今まで以上に増していること、今年度の金額改正申出は最も低い労働協約額は 1,099 円であることから未組織労働者との格差を改善していく必要があること、特定最低賃金の基幹的労働者の賃金は一般的な労働者と比べ相応の水準確保が必須であること、人材の流出防止と格差改善のためにも特定最低賃金の取り組みは重要であることなどとあります。

また、要求としましては、鉄鋼業のさらなる発展に向けた労使の話し合いを進めていくうえで、極めて重要な機会である点をご理解いただき、協議の方をご協力いただきたい。また、組織労働者との格差改善を考慮しつつ、人材確保の観点からも鉄鋼業を魅力ある産業と認識してもらえるよう、特定最低賃金の意義や役割等について議論がなされるよう要求します。という内容になっております。

なお、鉄鋼業の改正申出書の協約最下限額は、意見書に記載されているとおり 1,099 円となっております。

私からは以上です。引き続き賃金室長から説明します。

(賃金室長)

初めに、基幹労連の資料です。

鉄鋼総合3社における2023年度の春闘結果はベアで2,000円となっています。なお、今年の春闘で、鉄鋼大手は労使交渉を行っていません。

鉄鋼業界では2年サイクルの交渉方式を採用しており、2022年に2023年度も含めた2年分の賃上げ幅を決定済みのためです。

次に、連合の 2023 春季生活闘争 共闘連絡会議回答速報 No.21 です。

内容は、AP23春季取り組み総合組合回答内容一覧と同じです。

次に、日銀短観 2023 年 9 月です。 1 ページ目の業況判断の鉄鋼をみると、大企業の最近で + 18 ポイント・先行きで + 16 ポイント、中堅企業の最近で - 7 ポイント・先行きで - 10 ポイント、中小企業の最近で 0 ポイント・先行きで - 3 ポイントとなっております。

次に、法人企業景気予測調査です。

3ページ、1企業の景況の表1企業の景況判断 BSI について、5年7月から9月の製造業をみると、全規模で-0.1ポイント、大企業で+6.2ポイント、中堅企業で-3.4ポイント、中小企業で-7.2ポイントとなっており、製造業の下降に寄与の大きい業種として鉄鋼業が示されています。

なお、先行きについては、大企業、中堅企業は上昇超で推移する見通しで、中

小企業は 10 から 12 月期に上昇超に転じるものの、 6 年 1 月から 3 月期に再び 下降超に転じる見通しとなっています。

また、14 ページ 1 企業の景況判断 BSI の鉄鋼業の 7 から 9 月をみると全規模で - 32.1 ポイント、大企業で - 36.0 ポイント、中堅企業で - 33.3 ポイント、中小企業で - 25.0 ポイントとなっております。

次に管内経済情報報告です。

関東財務局管内事情となりますが、1ページ1総論の5年7月の総括判断は、 管内経済は、持ち直しているとの判断になっております。

なお、先行きでは、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、 景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中、海 外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、金融 資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。とされています。

3ページ3各都県の総括判断をみると千葉県の5年7月判断は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している。と判断されています。

次に鉱工業生産指数などです。

1ページ目の概要として、8月の鉱工業生産は、石油・石炭製品工業等が上昇する一方で、自動車工業等が低下したことなどから、全体として前月比横ばい。 基調判断は、一進一退に据え置き。とされています。

2ページ目及び3ページ目の2023年8月の鉱工業生産指数及び出荷指数を大きく動かした品目をみると、低下方向に寄与した業種として2位及び3位に鉄鋼業が入っています。

事務局からは以上です。

(部会長)

ただ今の事務局からの資料及び意見書の説明について、質問等はございますか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において労働者側から基本的な考え方をご説明いただき、続いて、使用者側から基本的な考え方についてご説明いただくこととして、その後、別室でご協議いただき、公益側が意見調整させていただくということでよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

《部会長》

それでは、まず労働者側から基本的な考え方を述べていただきたいと思います。

(労働者側委員)

次第の方の資料7の意見書を改めてご覧いただきたいと思います。

事務局の方からもご説明がございましたが、私たちの今の鉄鋼業最低賃金は 1,054 円ということでございます。

先般、労働局に提出させていただきました、鉄鋼業最低賃金の労働協約ベースでは1,099円となっており、これが今の指標であるというところでございます。

とはいえ、この段落の最後の段落になろうかと思うんですが、私たちの産業、 企業の存続発展には優秀な人材が欠かせないと思っております。

この人材の確保といった観点から、魅力ある労働条件によって、若者が千葉県 鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要だということでございます。

そして、この千葉という土地柄、お隣、川向こうの東京都の地域別最賃が1,113 円ということで、この金額にもまだ到達していないということでございます。

私は市川市に住んでおりますが、川向こうではこの金額であって、千葉にいれば 1,026 円というところについても抑えておいていただきたいと思っております。

そういった上で、意見書に加えて私たちの考え方を少し述べさせていただき たいと思っております。

優秀な人材の確保、この観点は繰り返しになりますけれども、産業としての魅力を高めていかなければならないということで、必要不可欠なものだと考えております。

継続的・持続的に発展させていくために、技術・技能を確実に伝承していくことができる人材の確保を何とか求めていきたい。

そういった上では、この鉄鋼業の最低賃金を引き続き上げて頂きたいという 思いでございます。

具体的には、先ほどから申し上げております東京都の地域別最低賃金を何と か超えるような金額を求めていきたいという観点で議論をさせていただきたい と思っております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

次に、使用者側から基本的な考え方を述べていただきたいと思います。

(使用者側委員)

それでは使用者側の見解を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、先の県最賃の審議では、千葉県におきましては、中央の目安 + 1円の 42円という改定幅となり、影響率等を考慮しますと取り分け中小企業等にとりましては、昨年にも増して一段と厳しい状況になったと考えております。

経済状況全般に対する認識についてですけれども、コロナ禍の影響は薄れつつあり、全体として回復傾向にあるのだろうと思いますが、原材料価格の高騰によるコスト上昇、それから昨今の人手不足による機会損失といいますか、本来上げられるべき売り上げを上げられないといった事象の発生、それから人件費上昇による板挟みに見舞われているということで、企業収益は圧迫されている厳しい状況が続いているということに加え、外部要因としては欧米主要国の金利の引上げ、それから中国経済の失速、ロシア・ウクライナ対立の長期化といろいるあるわけですが、このような海外情勢のリスク要因についても引き続き注視が必要だと考えております。

鉄鋼業界に対する現状認識ということでございますが、鋼材需要につきましては、足元では自動車等の半導体不足の影響というものが叫ばれておりましたが、この影響が徐々に剥落しつつあるということや、首都圏を中心とした大規模な再開発や建設需要の高まり、また、昨今激甚化しております災害対策のための強靱化工事の増大など、需要回復も見られるとは思っておりますが、今後の国内需要の見通しを踏まえれば、主要各社は構造改革を断行中であると思いますし、脱炭素に向けて大手企業では数千億単位の研究開発費や、設備更新に向けた数兆円単位の投資負担が生じることから引き続き課題になるのであろうと認識しております。

さらには、海外要因として先ほど申し上げました中国経済の動向であるとか、 急激な為替変動など、先行きが非常に見通しにくい状況が続いていくものと思 われます。

そして、資材単価・労務コスト等の上昇が当面続くということを踏まえれば、 引き続き鉄鋼業界の中では安定操業とコスト削減努力というものが必要な状況 にあると認識をしております。

こういう中で、使用者側の基本的な考え方ですけれども、先ほど労働者側から もありましたが、人材確保や経済の好循環に向けた賃上げの必要性につきまし ては十分理解をしているつもりではございますが、中小企業を含む鉄鋼業界全 体の状況を踏まえて、まずは急激かつ大幅な改定による経営の影響というのは 最小限に抑える必要があると考えております。

具体的な提示額等につきましては別室協議後にお示しをさせていただきたい と考えております。

簡単ではございますが以上でございます。 よろしくお願いします。

(部会長)

ありがとうございました。

労使双方、今の説明で補足する説明はあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

ただ今、労使双方から基本的な考え方を説明していただき、お互いに確認をしていただきました。

これを踏まえ、別室にて協議をお願いいたします。

協議が整いましたら、お知らせいただきたいと思います。

それでは、事務局は委員の方々を別室までご案内してください。

《労使それぞれ別室にて協議》

《公労協議》

《公使協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

本日は、各側、公労及び公使で、ご協議していただきまして公益委員が調整を 行いました。

調整の結果についてご説明致します。

まず、労働者側についてですが、意見書などを出していただきまして、協約額は 1,099 円ですが、気持ちとしては東京都の最低賃金額を超えたいというものでありました。

地賃に対する優位性を示す資料をご提出いただき、2000 年から 2022 年度に渡りまして相当低下しているという資料をベースにいろいろ検討されまして、そ

の結果、現行から+45円引上げ、額にして1,099円が提示されました。

現場の人手不足、きつい・汚い・危険というような職場環境、中小企業で働く者の賃金の重要性、賃金を保証することによって鉄鋼業の発展を支えていかなければならないこといからも 1,099 円は実態にあった金額であるということでした。

なお、実質賃金が下がっている中で、鉄鋼業の賃上げによって各業態の賃金を 引っ張っていくという主張もされておりました。

また、率としても地賃の改定率 4.27%と同じであり、妥当なものであるというものでした。

その後、使用者側の考えを労働者側にお伝えし検討頂いた結果、優位性を高めるということで、少なくとも + 44 円としたいところですが、全会一致を目指すという観点から地賃 + 1 円の + 43 円で考えますということでした。

その後、再び使用者側の主張をお伝え検討頂いた結果、優位性を確保したいという思いで、少なくとも県最賃+1円は確保したいという思いはありますが、全会一致を目指すということで県最賃と同額の+42円の引上げであれば賛同しますということでした。

続きまして、使用者側の主張ですけれども、中小企業の置かれている厳しい状況、経営環境の問題や人材確保の点などについてご説明がありました。

このような中で、中小企業の場合は、急激・大幅な賃金改定はなるべく最小限にしていただきたいという主張がされ、具体的な提示額としては、東京・神奈川の最低賃金の改定率3.82%アップということで、40 円を引上げ、額にして1,094円ということでしたが、金額を考慮すると東京・神奈川の改定額の+41円までは最大限に譲歩できるということで、額にして1,095円というご提示がありました。原材料価格の高騰や中国経済の停滞による輸出の減少など鉄鋼業界の厳しい状況などの説明もいただき、また、人材確保の点からは、退職の理由は決して賃金だけでは無く、職場環境の改善などで人材流出を抑えているということでした。

また、その後、労働者側の主張を使用者側にお伝えしたところ、全会一致を目指すという考えは変わりませんが、隣接県の改定額を超えるような理由は見出せないということではありましたが、全会一致ということを前提として + 42 円までは賛同できます。ということでありました。

以上の経過により、双方の意見は一致しましたのでご確認します。

時間額は 1,096 円。現行 1,054 円から + 42 円引上げることとし、効力発生日は令和 5 年 12 月 25 日ということで、よろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

双方の委員の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、全会一致で結審することができました。

厚く御礼申し上げます。

それでは、早速、本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告する とともに、あらかじめ、ご承認いただいております最低賃金審議会令第6条第5 項を適用し、千葉労働局長に答申をいたしたいと存じます。

それでは、事務局は、専門部会報告(案)を用意してください。委員の皆様に は、事務局の用意ができるまで少々お待ちください。

《専門部会報告書(案)を配付》

(部会長)

ただ今、お配りいたしました報告書(案)の内容について、お諮りいたします。 確認のため、事務局より朗読をお願いします。

(賃金指導官)

令和5年10月6日

千葉地方最低賃金審議会 会長 大澤克之助 殿

千葉地方最低賃金審議会 千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会部会長 大竹栄 千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び審議経過の概要は別添1及び2のとおりである。

千葉県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域 千葉県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む 使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者 を除く。
- (1)18歳未満又は65歳以上の者

- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,096円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び 家族手当
- 6 効力発生の日 令和5年12月25日

(部会長)

ただ今の専門部会報告書(案)について、ご承認をいただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

報告書(案)について、ご承認をいただきましたので、本案のとおり会長に報告いたします。

続きまして、事務局は答申文(案)を用意してください。

《答申文(案)を配付》

(部会長)

ただ今、お配りいたしました答申文(案)の内容について、お諮りいたします。 確認のため、事務局より朗読をお願いします。

(賃金指導官)

令和5年10月6日

千葉労働局長 岩野剛 殿

千葉地方最低賃金審議会 会長 大澤克之助

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月23日付け千労発基0823第3号をもって貴職から 諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結 論に達したので答申する。

別紙 千葉県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 千葉県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子 会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用

者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者 を除く。
- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,096円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び 家族手当
- 6 効力発生の日 令和 5年 12月 25日

(部会長)

それでは、ただ今のとおり、局長に答申することについて、ご承認いただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、答申文(案)について、ご承認をいただきましたので、早速、答申 いたします。

《部会長から労働基準部長に答申文を手交》

(労働基準部長)

ただ今答申をいただきました。

本日は、本当に真摯な御議論をいただき、公労使の全会一致でのご答申いただき、本当にありがとうございました。

いただいた答申に基づき、今後、異議申立の公示をさせていただいた後、改正額が決まりましたら、労働局としては履行確保や周知・広報に全力を挙げていきたいと考えております。

引き続き、ご協力の方もよろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、事務局は今後の日程について、説明してください。

(賃金室長)

ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨 を本日公示し、異議申出の受付を行います。

この締め切りは、公示日の翌日から 15 日を経過する日とされ、10 月 23 日、月曜日まで異議申出を受けることになります。

なお、異議があった場合は、異議申出に係る本審議会を 11 月 9 日、木曜日に 開催することとなります。

事務局からの説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり一言申し上げます。

本日は労働者側・使用者側、双方、真摯なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

これを持ちまして本日の審議を終えることになりますが、何かございますか。

(労働側委員)

公益側の皆さん、使用者側の皆さん、そして労働局の皆さん、本日は長時間の 議論をさせて頂きありがとうございました。

当初、私どもの方から若干無理な要求というか、考え方を押し付けてしまった 部分もあるかと思いますが、最終的には全会一致で結審できることになったと いうことで非常にありがたく思っております。

一つだけ良い点というか、やはりこの鉄鋼最賃が地賃の改正額を下回らない というところが重要なポイントだと思っております。

我々が求める優位性を保つことは出来ませんでしたけれども、埋もれることなく、なんとかある程度の、一定程度の優位性を保っていくように、これからもご議論させていただければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

(使用者側委員)

本日はありがとうございました。

公益の先生方、労働者側委員の方々、事務局の皆様、ありがとうございました。 今回、40 円引上げという数字からスタートして、非常に狭い範囲での議論に なったのですが、我々としてもやはり中小企業中心に非常に業界全体として厳 しいといったような、数字の議論の前にまず肌感覚的な話をさせていただきま した。 それらを、公益の先生方にもご理解いただくべく、話をさせていただきました。 ただ、最終的には我々も全会一致に拘りましたので、もちろん 100%満足して というわけにはいきませんし、それはお互い同じだと思いますが、結果的に地賃 と同じ 42 円、地賃の範囲内で、という意味では我々も受け入れたいと思っておりますし、全会一致で結審したというのが良かったと思っております。 ありがとうございました。

(部会長)

他にはございませんか。 大丈夫ですか。

《ありません。旨の声》

それではご意見など無いようですので、これをもちまして閉会としたいと思 います。

本当に今日はありがとう。ございました。